

(対価)

1. 委託者は、(i)受託者による紹介後6か月以内に委託者と候補者との間で雇用契約(以下「本雇用契約」といい、本雇用契約が成立した候補者を「本被用者」という。)が有効に締結され、(ii)候補者が委託者に入社した場合、受託者に対し、本業務履行の対価として、次項に基づき算出された対価(以下「本対価」という。)を、本条第3項に定める方法により支払う。
2. 本対価は、本雇用契約において定められた本被用者の年収額の35%に相当する金額(税別)とする。本被用者の年収額とは、月額固定給及び諸手当(職務手当、住宅手当、家族手当、固定時間外手当その他固定的に毎月支給される手当をいう。)の12ヶ月分ならびに予定された賞与1年分の合計額をいう。また、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を年収額とする。